



秋田県職業転換奨励金

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業)

支給対象

令和2年2月14日以降にコロナ禍で離職し、県が指定する職業訓練を修了後、県内の対象業種の事業所に正社員等で雇用され、従業員として3か月以上勤務した方

対象業種

※ 日本標準産業分類 (平成26年4月1日施行) による

- ① 建設業、土木建築サービス業、道路貨物運送業
- ② 老人福祉・介護事業、デジタル技術関連業務
 - ※ ①は令和3年4月1日以降、②は令和4年4月1日以降に雇用された方が対象となります。

奨励金

30万円(1回限り)

受付期間

令和4年4月1日 ~ 令和5年2月28日(当日消印有効)

※ 令和4年12月1日までに雇用される必要があります。 また、予算に伴い、早期に受付を終了する場合があります。

支給要件

※ 次のすべての項目に該当する必要があります

- ・ 県が指定する職業訓練を修了後、訓練に関連する業務に従事すること
- ・当該事業者に雇用された日前1年間において、対象業種の正社員または1年以上の雇用契約による従業員でないこと
- 主に総務・経理等の事務的作業に従事する者として雇用されていないこと
- 当該事業所に継続して勤務する意思があること
- ※ 支給該当の有無など、詳細は下記「申請受付・お問い合わせ先」まで御一報く ださい。

申請受付・お問い合わせ先

【受付時間】 平日 9時から17時まで (休日及び12月29日~1月3日を除く)

【受付窓口】 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部雇用労働政策課 『職業転換奨励金 担当』

詳細は秋田県公式HP美の国あきた専用ページ

(URL: https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56234) ^

